

観光プロモーション情報誌制作業務委託に係る質問回答書

令和6年5月2日公開

	質問内容	回答内容
1	実績成果品は、観光情報誌であれば、AB版でなくてもよいでしょうか？また、各1部でよいでしょうか？	ご提出いただく実績成果品は、AB版でなくても構いません。また、「情報誌」に類する物であれば、観光情報誌に限定しません。提出部数は1部で結構です。
2	サンプル紙面を補足する企画説明書を添付してもよろしいでしょうか？	サンプル紙面の補足資料として、企画説明書を添付して提出することは可能です。ただし、ヒアリング審査当日に資料を追加配布することは認めません。
3	サンプル紙面とは別に、独自の提案を提案してもよろしいでしょうか？	独自の提案はあくまでサンプル紙面上での提案のみ採点対象としますが、ヒアリング審査の際、口頭でその他独自提案をプレゼンすることは差し支えありません。ただし、「プロポーザル実施要領」記載の「サンプル紙面1～5」以外のサンプル紙面の提出は認めません。
4	業務内容には①企画、②取材・撮影、③編集・デザイン・レイアウト、④校正、⑤印刷・製本とありますが、配付や希望者への郵送などは印西市様で対応頂く認識でよろしいでしょうか。	配布や希望者への郵送は印西市にて対応いたします。
5	「本業務における成果物の著作権及び二次著作物の著作権は、市に帰属するものとする。市は…受託者またはその他の者に帰属するものとする。」と記載がありますが、著作権の全譲渡は必須でしょうか。冊子にブランド名などを冠する場合、全譲渡ができないことがあるため、著作権については別途協議の上定めている事例があります。	著作権の全譲渡まで求めるものではありません。「仕様書」著作権の項に、「ただし、成果物のうち、受託者またはその他の者が契約以前より保有している内容に関する著作権を含む所有権は、受託者またはその他の者に帰属するものとする。」と記載があります。当該記載は「自社製ブランドロゴや当委託以前に撮影した写真等の著作権は、受託者側にあります」という主旨です。また、上記具体例以外にも著作権に関する取り決めが必要な場合があれば、契約時に別途協議に応じます。